

平成30年度あんしん住宅助成制度の変更点

1. 申請窓口が「街づくり推進課」となります。

- ・住環境整備課が廃止となり、「あんしん住宅助成」の窓口は、市川南仮設庁舎1階の「街づくり推進課」となります。

2. 省エネメニューを整理しました。

- ・「窓、床、天井又は壁の断熱化」を「窓の断熱化」「床、壁又は天井の断熱化」に分けました。
- ・これまで「その他」で対象としていた「屋根の遮熱塗装」を、メニューの一つとして明記しました。

3. 申請書の様式(新・様式第1号)を変更しました。

- ・昨年度から、同居する全ての人の滞納が無いことを確認しておりましたが、今年度から資料添付が必要となります。添付省略は、同居する全ての人の記名と捺印による同意を確認します。(記入欄は裏面にあります)。
- ※昨年度まではバリアフリーと子育てメニューのみ記入が必要でしたが、今年度から全ての工事で記入が必要となりますので、ご注意ください。

4. 工事概要書の様式を変更しました。

- ・省エネメニューの変更に伴い、様式を見直しました。

5. 実績報告書(新・様式第8号)の様式を変更しました。

- ・変更申請を行った場合、変更決定日を記入するように変更しました。

6. 請求書の様式(新・様式第10号)を変更しました。

- ・店番号の記入欄や口座種別の欄をわかりやすくしました。

7. 取下げ届(新・様式第3号)の様式を定めました。

- ・申請を受付した後、申請者の都合により交付決定前に申請を取り下げる場合、取下げ届を提出していただきます。

8. 変更の手続きを整理しました。

- ・これまで「変更申請」と「額変更申請」がありましたが、1つにまとめて「変更申請」とし、様式を変更しました(新・様式第4号)。

以上